

## 横須賀市総合教育会議運営要綱 (案)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年法律第 162 号) 第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき設置する横須賀市総合教育会議 (以下「会議」という。) の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる事項についての協議及び調整を行うものとする。

- (1) 大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第 3 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、市長が招集する。

- 2 市長は会議の議長となる。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 4 会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第 5 条 会議は、協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第 7 条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないものとする。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、教育委員会事務局教育総務部総務課において行う。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 7 月 22 日から施行する。